

相馬市空き家バンク

空き家所有者の方へ 空き家登録～契約までの流れ

空き家登録 申し込み



●登録には、次の書類をご提出ください。

- 物件登録申請書(様式第1号)
- 物件登録カード(様式第2号)
- 市税等の完納証明書
- 登録空き家の登記簿謄本等の写し
- 代理人選任届出書【所有者以外が登録手続をする場合】(様式第3号)
- 所有者全員の同意書【複数の所有者が存在する場合】

空き家 現地調査



●書類をもとに、所有者や空き家の情報を確認・調査します。

- ・所有者お立ち合いのもと、空き家の現地調査を行います。
- ・市ホームページに掲載するため、外観と内部の写真を撮影します。

空き家 情報公開



●書類と現地調査をもとに、空き家バンク登録台帳へ登録します。

- ・台帳登録後は、市のホームページ及び市の担当課窓口にて、空き家の概要を情報公開します。

現地見学



●空き家情報を見た、空き家の利用希望者が利用登録申し込みをします。

- ・利用希望者が現地見学を行いますので、立ち合いをお願いします。

交渉 契約



●登録事業者を介して、物件の交渉や契約を行います。

※市は、売買や賃貸の交渉・契約に関して、仲介行為は行いません。

- ・仲介には法律に定められた仲介手数料が必要となります。
- ・契約後のトラブル等も、当事者間で解決をお願いします。

※留意事項

- ・空き家バンクへの登録は、賃貸や売買をお約束するものではありません。
- ・空き家バンクへ登録された空き家の管理は、利用者が決まるまで、引き続き所有者が行うこととなります。

